

## 第1編 総 則

### 第1節 一般事項

#### 1. 概 要

本特記仕様書は、「小野田配水場建設工事」に適用するものである。

#### 2. 準拠基準

本工事にて準拠すべき規格並びに基準は特に記載しない事項については現行の下記によること。

- 1) J I S (日本産業規格)
- 2) J E C (電気規格調査会標準規格)
- 3) J E M (日本電機工業会標準規格)
- 4) J C S (電線技術委員会標準規格)
- 5) 電気設備技術基準(経済産業省令)及びその関連規定
- 6) J E A C内線規程(日本電気技術規格委員会規格)
- 7) 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編  
(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 8) 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編  
(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 9) J W W A(社)日本水道協会 規格、標準仕様書等

#### 3. 設計図面

本設備の施工に当たり提出する設計図面は設備の基本を示すものであり設計図面に記載された機器の寸法は参考寸法を示すもので、決定は原則として承認図により行う。

#### 4. 施工規則及び契約条件

請負者は、工事施工規則、契約条例及びその他の定める諸規定に準拠して施工する他、電気設備に関する技術基準及びその関連規定に従って施工すること。

#### 5. 製作の着手

請負者は、契約後速やかに本特記仕様書及び添付図面に基づき、工程表並びに承認図を作成し承認を得ること。また、本設備の機器が製作者固有の設計による製品で本特記仕様書及び添付図と異なるときは、事前に理由を申し出て監督員の承認を得なければならない。

#### 6. 官公庁等への手続

本工事で監督官庁その他への手続を必要とするものは、請負者がこれに要する申請書、届出書等を作成し、手続の一切を代行するものとする。

尚、これに要する費用は全て請負者の負担とする。

## 7. 施 工

本特記仕様書及び設計図に明記してない事項についても、本設備の目的及び工事施工上当然必要なものは、監督員の指示に従い請負者の負担で整備又は施工しなければならない。

## 8. 現場代理人

請負者は、現場代理人及び工事現場における工事施工上の主任技術者を定め書面にて承認を得なければならない。

尚、現場代理人と主任技術者とは兼任することができるものとする。

## 9. 検 査

本工事施工に当たっては、監督員と打合わせのうえ下記検査を行う。

### 1) 製品検査

この工事に使用する機器材料のうち特に指示するものは、製作工場等において監督員立会のうえ、検査及び試験を行いその試験成績表を提出する。

### 2) 中間検査

必要により工事期間中に監督員があらかじめ指定した場合は、工程に達した時点で検査を受け合格承認を得た後、次の工程に移る。

### 3) 官公庁及び電力会社の検査

官公庁及び電力会社の検査を受ける必要のあるものについては、請負人が全て事務を代行すること。

### 4) 材料検査

この工事に使用する主要な機器材料は全て現場搬入の都度、監督員の検査を受けこれに合格したものを使用する。

### 5) 竣工検査

工事終了に際しては、竣工期日前に監督員立会のうえ各設備の機能その他の試験を行う。検査員が必要と認めた場合は、再試験を行うことがある。

### 6) 検査費用

検査に要する費用は全て請負人の負担とする。但し、監督員の派遣費は発注者が負担する。

## 10. 保証期間

本設備の保証期間は、施設運用開始後1ヶ年とする。万一保証期間中に請負者の責任に帰すべき原因による事故が発生した場合には、請負者は無償にて直ちに監督員の指示する期間内に改造補修または、新品との交換を行わなければならない。

## 第2節 機械工事一般仕様

### 1. 据付工事

#### 1) 一般事項

- (1) 各機器の搬入据付は図面通り所定の位置に堅固に据付るもので構造等正確に芯出しを行い、据付後モルタルを流し込み硬化後均等に締め付け、再度芯出しを行うこと。
- (2) 各機器製作会社の熟練した技術者の指導にもとづき据付工事をする事。
- (3) 使用する材料は全て優良品を使用し、必要に応じ使用前に監督員の検査を受けるものとする。
- (4) コンクリート施工のうちコンクリート配合・型枠養生等については監督員の承認及び指示に従うこと。
- (5) 敷金の当るコンクリート基礎部は据付前充分に表面を平らにした後に据付けるものとする。
- (6) 敷金は全て機械切りにした製品とし、かえり及び錆等の無い良質の新品を使用するものとする。
- (7) 据付機器の安定度を最大に取るために、予め基礎ボルト孔の清掃及び水洗い並びにコンクリート表面の調整を行い、軸芯を正確に取り基礎ボルトを取り付けること。

#### 2) 機械基礎

各機器の基礎等は特に指示のない限り本工事に含むものとするが詳細は打合せによる。

### 2. 配管工事

#### 1) 一般事項

- (1) 配管はその機能を充分満足するもので、後日の保守点検の便利なもので体裁よく有害な振動等が発生しないものとする。
- (2) 配管工事に従事する労働者は、実務経験と確実な技術を有すること。
- (3) 配管にあたっては、接合前に管内を完全に清掃し、異物等が入らないよう丁寧な接合を行う。
- (4) 構造物を貫通する部分は配管後完全なる防水構造として施工するものとする。
- (5) 配管の位置・口径等については、その用途・流量に応じた適切なものとする。
- (6) フランジ部分は良質のパッキンを挿入し、ボルト締めとする。
- (7) 管の切口は適切なる工具を使用し、管径を縮小しないようにすること。
- (8) 配管途中には必要に応じて伸縮継手等を使用すること。

#### 2) 管受台

管の口径、圧力、その他を充分考慮し、適切な管受台及び支持金物を設けること。

### 第3節 電気機器一般仕様

各機器は、下記仕様を充分満足するものでなければならない。

#### 1. 低圧配電盤

型 式	C型以上
準拠規格	JEM-1265
構 造	設計図による
板厚及塗装色	扉:2.3 t 側板:2.3 t 以上とする 但し、SUS 製盤類は 1.5 t 以上とする 詳細は承認図により決定する 塗装色は 5 Y 7/1 とする
定格電圧	設計図書による
付 属 品	基礎ボルト 吊ボルト 標準予備品 その他必要なもの

#### 2. 漏電遮断器

型 式	表面取付型
回路電圧	AC 100V 又は 200V
フレームの大きさ	設計図書による
極 数	設計図書による
遮断電流	系統の短絡電流以上とすること
規 格	JIS C8371 又は JIS C8201-2-2
付 属 品	銘板 補助接点 (必要により) 警報接点 (必要により)

#### 3. 配線用遮断器

型 式	表面取付型
回路電圧	AC 100V 又は 200V
フレームの大きさ	設計図書による
極 数	設計図書による
遮断電流	系統の短絡電流以上とすること
規 格	JIS C8370 又は JIS C8201-2-1
付 属 品	銘板 補助接点 (必要により) 警報接点 (必要により) その他必要なもの

#### 4. 電磁接触器、電磁開閉器

回路電圧	AC 100V 又は 200V
極 数	3 極
定格電流	各負荷容量に適合するもの
性 能	AC 3 級
規 格	JIS C8201-4-1
付 属 品	銘板、補助接点 その他必要なもの

#### 5. 計器用変流器

型 式	屋内用モールド型
最高電圧	1150V
定格電流	1 次 必要定格による 2 次 5A 又は 1A
相 数	单相
定格負担	接続される継電器、計器類の負担をまかなえる容量とすること
誤差階級	1.0 級
規 格	JIS C1731
付 属 品	銘板、その他必要なもの

#### 6. 指示計器

準拠規格	JIS C1102
型 式	埋込型 110mm 又は 80mm 広角度指示
定 格	設計図書による
階 級	1.5 級 (但し 80mm 角は 2.5 級)

#### 7. 表示灯

型 式	丸型又は記名式集合型
光 源	LED 照光式
付 属 品	記名フィルタ、色フィルタ (必要により)

#### 8. 切換、操作スイッチ

型 式	カム式
定格電圧	AC 220V
規 格	JIS C8201-5-1
付 属 品	銘板

9. 押釦スイッチ

型 式

丸型 30φ

定格電圧

AC 200V

規 格

JIS C8201-5-1

付 属 品

銘板、カラーチップ

## 第4節 計装機器一般仕様

本工事に使用する計装機器類は、次の仕様とする。

各種変換器は、電子式であることを原則とする。

測定信号は、他の強電配線と輻湊しても、支障なく計装機器類に安定なる信号を与え、信号線が電源を供給する二線式の統一直流電流信号を原則とする。

### 1. 投込式水位計

型 式	投込式
出力信号	DC 4～20mA
精 度	±0.5%以内
構 造	防水型
接液温度	0～+30℃(但し凍結しないこと)
電 源	DC 24V 又は AC 100V
付 属 品	中空ケーブル

### 2. 電磁流量計

構 造	防浸型
取付方法	フランジ
測定方式	低周波励磁方式、二周波励磁方式、矩形波励磁方式
液体温度	-10～+50℃
出力信号	DC 4～20mA
電 源	DC 24V 又は AC 100V
周囲条件	-10～+50℃

### 3. 縦型指示計

型 式	可動コイル形
入力信号	DC 4～20mA 又は DC 1～5V
階 級	1.5 級

### 4. 積算計

型 式	カウンタ
入力信号	パルス信号
表示方式	10進6桁、零点戻しボタン付
リセット方式	手動
電 源	DC 24V 又は AC 100V

### 5. ディストリビュータ

入力信号	DC 4～20mA
出力信号	DC 4～20mA 又は DC 1～5V
許 容 差	±0.1%以内
電 源	DC 24V 又は AC 100V
取付方式	ラック取付又は表面取付

6. 警報設定器

入力信号	DC 4~20mA 又は DC 1~5V
許容差	フルスケールの±0.5%以内
出力接点	上下限
電 源	DC 24V 又は AC 100V
取付方式	埋込取付又は表面取付

7. アイソレータ

入力信号	DC 4~20mA 又は DC 1~5V
出力信号	DC 4~20mA 又は DC 1~5V
精 度	±0.5%以内
電 源	DC 24V 又は AC 100V
取 付	ラック取付又は表面取付

8. アレスタ

用 途	計装ループ信号用
取 付	屋内型、屋外型 発信器内蔵型



## 第5節 電気工事一般仕様

### 1. 工事材料

本設備に使用する工事材料は、下記に明記されたものを使用する。  
明記なきものについては、監督員の指示に従うこと。

#### 1) ケーブル電線類

- (1) ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル丸形 (EE)
- (2) 架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル (CE)
- (3) トリプレックス形架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル (CET)
- (4) 制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル (CEE)
- (5) 制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープルしゃへい付 (CEE-S)
- (6) 市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル (CPEE)
- (7) 600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (IE)

#### 2) 電線管

電線管は、原則として JIS C8305 の鋼製電線管を使用すること。  
特記なき限り 16mm 以上の厚鋼電線管を使用すること。電線管、同付属品、ボックス類は全て J I S 規格に従い製作したものを使用すること。

#### 3) 地中電線保護材

地中電線の保護に使用する材料は、原則として下記のものを使用すること。  
波付硬質ポリエチレン管  
P E ライニング鋼管  
硬質ビニル電線管

#### 4) 接地材

接地極は、下記のを標準とする。

- (1) 銅板を使用する場合は、厚さ 1.5mm 以上、大きさ 0.6m 角以上のものであること。
- (2) 銅棒、銅覆鋼棒を使用する場合は、直径 10mm 以上、長さ 0.9m 以上のものであること。
- (3) 鉄管を使用する場合は、外形 25mm 以上、長さ 0.9m 以上の亜鉛メッキガス鉄管、または厚鋼電線管であること。
- (4) 鉄棒を使用する場合は、直径 12mm 以上、長さ 0.9m 以上の亜鉛メッキを施したものであること。

#### 5) 金属ダクト

金属ダクトは、厚さ 2mm 以上のアルミ合金板を使用して堅牢に製作し、内部には電線支持物を設ける他、施工及び内部の点検に容易な構造とする。

屈曲部の大きさは、収容するケーブルの屈曲半径がケーブル外形の 10 倍以上となるようにする。

尚、施工及び内部の点検に便利な構造とし、製作前に製作図面を提出して監督員の承認を受け、承認後製作に着手すること。

## 6) ケーブルラック

ケーブルラックは、特に指定なき場所を除き、アルミニウム製ケーブルラックを使用することとする。尚構造ははしご形構造とし、ケーブルの引出しが容易であるとともに、電線を自由に定着できること。又、電線と接する部分は、被服を損傷しないよう考慮すること。

## 7) ハンドホール・マンホール

ハンドホール・マンホールの設置場所、大きさ、構造は、設計図により、ケーブルの引入れ及び曲げに適するものとする。構造は鉄筋コンクリートを標準とする。ハンドホール・マンホールの蓋は、鋳鉄製とし、水の侵入しない構造とする。

尚、車両その他の重量物の圧力を受ける恐れのある場合は、それに耐える強度を有すること。

## 2. ケーブル布設工事

### 1) 端末処理等

- (1) 公称面積  $14\text{mm}^2$  以上の低圧ケーブルの端末処理は、J C A A規格の材料を用いて行うこと。又、 $14\text{mm}^2$  未満の低圧ケーブルは、テーピングによる端末処理を行うこと。
- (2) 制御ケーブルの端末処理は、テーピングにて行うこと。
- (3) 機器類の各端子へのつなぎ込みは、圧着端子で行うとともに、ケーブルにはケーブル種別及びサイズ並びに接続先等を記したバンドまたは札をシースに取付けること。尚、端末には絶縁被覆をかぶせること。
- (4) 低圧動力ケーブルの各芯線は、相色別を行うこと。
- (5) 制御ケーブルの各芯線には、端子記号と同じマークを刻印したマークバンドを取付けること。

### 2) 直線接続

基本的にケーブルの直線接続を行ってはならない。但し、施工上困難な箇所については、監督員の指示により行うこと。

### 3) ケーブルと機器の接続

- (1) 配電盤に引込むケーブルは適切な指示物に堅固に固定し、接続部に過大な応力がかからないようにすること。
- (2) 閉鎖型配電盤は、ケーブル引込み後、開口部をプレート、パテ等でふさぎ防湿防虫処理を行うこと。

### 4) 電路とその他のものとの離隔

- (1) 低圧ケーブル又は低圧ケーブルを収納した電路は、弱電流電線等と接触しないように施工すること。
- (2) 低圧ケーブルと弱電流電線を同一金属ダクト、ケーブルラック、ケーブルピットに収納して配線するときは隔壁を設けること。但し、弱電流電線にC種接地工事を施した金属性の電氣的しゃへい層を有する通信ケーブルを使用する場合はこの限りでない。

### 3. 金属管配線工事

#### 1) 配管方式

- (1) 各アウトレットの位置、機器の配置及び配管経路の決定は、設計図書を参照して詳細なる施工図を作成し監督員の承認を得た後に施工することとし、施工図作成に関しては建設業者及び他工事業者との連絡を密にして、施工上の取合、納期等に支障をきたすことのなきよう、充分なる注意をすること。
- (2) 配管は後日の電線引替えを考慮して、極端な屈曲や、めくらボックスは極力避けること。配管の一区間が30mを越える場合、又は技術上必要とする箇所には充分な寸法を有するジャンクションボックス又はプルボックスを設けること。
- (3) 露出配管工事となる配管は、堅固に構造体に固定し、管がボックスに接続される部分は必ずボックス側壁に垂直に管を挿入し、斜めに取り付けてはならない。電線管の端はダブルロックナットにより締付け、電線引出し口には絶縁ブッシングを使用すること。  
尚、負荷側の電線引出口はアングルボックス、コネクター又はコンビネーションカップリングを取付け、ビニル被覆可撓電線管により機器側のハブに締付けること。
- (4) 電線管及び付属品は、特殊な場合を除き機械的、電氣的に完全連結し、かつ構造体に堅固に取付けること。
- (5) 湿気のある場所及び雨のかかる場所においては、防水構造とし内部に水が侵入しない施工とする。
- (6) 防錆処理  
電線管ボックス等の金属部は、工事後充分清掃を行った後、必要により防錆のための塗装を施すこと。

#### 2) 配管の決定

各ボックス類の位置、機器の配管及び配管路の決定は、設計図を参照して詳細なる施工図面を作成し、監督員の承認を得た後に施工することとし、施工に際しては関連業者と連絡を密にし、後刻はつり工事等必要としないよう充分注意すること。

### 4. 金属ダクト配線工事

- 1) ダクトの支持点間の距離は設計図書に明記なき場合は2m以下とし、監督員の支持する方法で構造物に堅固に取付ける。  
尚、ダクトをコンクリートに取付ける場合は、あらかじめ適切な取付け用インサート又はアンカ等を埋込むこと。
- 2) ダクト内には、塵埃、水分等が侵入しないようにすること。
- 3) ダクト相互及びダクトと配電盤との接続は継ぎ合せを完全にし、ボルト等により堅固に接続する。
- 4) ダクトには下記接地工事を施すこと。  
低圧用 D種接地工事又はC種接地工事
- 5) ダクト内では原則として電線の接続を行ってはならない。
- 6) ダクト内の電路は各回線毎にひとまとめにして、電線支持金物上に整然と並べてビニルバインド線等により堅固に取付ける。

## 5. ケーブルラック配線工事

- 1) 原則として、ケーブルラックの水平支持間隔は、鋼製で2m以下、アルミ製で1.5m以下とする。

また、垂直支持間隔は、3m以下とする。但し、直線部と直線部以外との接続点では、接続点に近い箇所支持すること。

- 2) ケーブルラックの支持金物は、原則として亜鉛鍍金を施したもので、ラック及びケーブルの自重その他の荷重に充分耐え、かつ横振れ防止等を考慮し堅固に施設すること。また、アルミ製ケーブルラックと支持物との間に電食を起こさないよう取付けること。
- 3) ケーブルラックの終端部には、ケーブルラックエンドを設け、ラック本体相互間のジョイント及びエキスパンション等を考慮し、ボルト等により堅固にかつ電氣的に接続すること。

尚、エキスパンションは原則として、鋼製で30m、アルミ製で15m間隔に設けること。

- 4) ケーブルラックの終端部及びジョイント部又伸縮自在部並びに自在屈曲部には、ボンディングに用いる接続線の太さは、 $5.5\text{mm}^2$ 以上とする。
- 5) ケーブルをラック上に配線する場合は、整然と布設し、原則として水平部で2m以下、垂直部で1m以下の間隔毎支持するほか、特定の子げたに重量が集中しないよう布設すること。

## 6. 接地工事

### 1) 接地極

接地極は原則として厚さ1.5mm以上の銅板とし、1つの接地極は1枚以上をもって構成すること。但し、監督員の承認を得てこれと同等以上の効力のある棒状、管状、帯状等の銅又は亜鉛鍍金覆銅製接地極を使用することができる。

尚、共通接地極としない低圧機器における単独の接地極は充分なる接地抵抗が得られる場合は、打込式の電極としてもよい。

接地極はその工事種別により下記以上の大きさを有するものとする。

### D種接地工事

共通接地極にあつては、 $900 \times 900\text{mm}$ 角以上の銅板

単独接地極にあつては、直径10mmφ以上の丸銅棒

### 接地抵抗値

接地抵抗値は電気設備技術基準によるほか、B種接地は電力会社の指定する値以下とし、四季を通じ規定の値を保つようにする。

### 2) 工事詳細

接地極はなるべく湿気のある場所でガス等による腐食の恐れのない場所を選び、接地極の上端が地下1m以上の深さになるように埋設し、接地線と接地する目的物及び接地極との接続は電氣的及び機械的堅牢に施工する。

尚、上記の接地極により規定の接地抵抗が得られない場合は、監督員の指示により補助接地極を設けて規定値を得ること。

避雷器の接地極及び接地線は他の接地極及び接地線と2m以上隔離すること。

埋設位置には接地種別、位置、深さ、埋設年月日を明示する標柱または標識板を適切な位置を設ける。

接地極は必要に応じ、接地抵抗を測定できるように引出口の適切な箇所に測定用端子を設けること。

## 7. 引込関係工事

### 1) 建柱工事

- (1) 建柱の位置は監督員の指示によって決定すること。
- (2) 根入れは、全長の 1/6 以上とすること。
- (3) 根かせは、埋設深さ 30cm 以上の位置に取付けること。

### 2) 装柱工事

- (1) 電線引留の腕金は電線張力に対して反対側に亜鉛鍍金、Uボルト、アームタイ等を用い堅固に取付けること。
- (2) 腕金、アームタイを電柱に取付ける場合、取付用孔のない場合はポールバンドを使用して堅固に取付けるものとし、絶対に電柱を加工してはならない。
- (3) 最上部の腕金位置は柱頭より 25cm の箇所とする。
- (4) 電柱には足場釘を取付けること。又、足場釘は地表上位置 1.8m の所から順次 45 cm 間隔で千鳥に取付け、最上部は 2 本を両側に取付けること。

### 3) 支線工事

- (1) 支線は、支線用強力型バンドで電柱に取付けること。
- (2) 支線は、その引張荷重に充分耐えるよう施設し、その埋設深さは本柱根入れに準ずる。支線棒は、防錆処理後亜鉛鍍金を施したものを施工し、支線ガードを取付ける。支線が切断した場合も地表上 2.5m 以上となる箇所に玉礎子を取付けること。

## 第2編 機械・電気設備特記仕様

### 第1節 機械設備

#### 1. 概要

本設備は、小野田配水場建設工事に伴い緊急遮断弁、電動弁及び配管類を設置するものである。

#### 2. 設備機器

- (1) 緊急遮断弁 1台
- (2) 電動弁 1台

#### 3. 工事範囲

- (1) 機器の設計製作及び据付工事
- (2) 配管工事
- (3) その他上記に伴う諸工事

#### 4. 機器仕様

##### (1) 緊急遮断弁

形 式	キャパシタ内蔵型バタフライ弁
台 数	1台
口 径	φ300mm×10KF
定 格 出 力	2φ×100V×0.4kW
材 質	弁箱 FCD450 相当 弁体 FCD450 相当 シートリング EPDM 相当
そ の 他	過流量及び震度にて動作

##### (2) 電動弁

形 式	キャパシタ内蔵型バタフライ弁
台 数	1台
口 径	φ300mm×10KF
定 格 出 力	2φ×100V×0.4kW
材 質	弁箱 FCD450 相当 弁体 FCD450 相当 シートリング EPDM 相当
そ の 他	過流量及び震度にて動作

## 第2節 電気設備

### 1. 概要

本設備は、小野田配水場建設工事に伴い、計装盤、緊急遮断弁盤、水位計、流量計の設置を行うものである。庁舎への情報伝送と遠方操作指令は計装盤内に設置するクラウド監視装置を経由するものとする。

### 2. 機器構成

(1) 計装盤	1 面
(2) 緊急遮断弁盤	1 面
(3) No. 1、No. 2 配水池水位計	2 組
(4) 配水流量計	1 組

### 3. 工事範囲

(1) 2 項記載機器の設計・製作、据付工事	1 式
(2) 2 項記載機器間の配線・配管工事	1 式
(3) 既設盤および既設ケーブル撤去工事	1 式
(4) 負荷設備への配線工事	1 式
(5) 接地工事	1 式
(6) その他上記に伴う諸工事	1 式

### 4. 機器仕様

(1) 計装盤	
数量	1 面
形式	屋外自立形
寸法	参考図を参照し、詳細は承諾図による
盤内取付器具	
・配線用遮断器 (2P 50AF)	4 個
・配線用遮断器 (2P 30AF)	2 個
・サーキットプロテクタ	4 個
・警報設定器	1 式
・アイソレータ	1 式
・避雷器	1 式
・補助継電器	1 式
・クラウド監視装置	1 台
・その他必要なもの	1 式
盤面取付器具	
・名称銘板	1 式
・集合表示器	1 式
・切換開閉器	5 個
・水位指示計	3 個
・送水流量指示計	1 個

・送水流量積算計	1 個
・信号灯 (R, G)	1 組
・その他必要なもの	1 式
(2) 緊急遮断弁盤	
数 量	1 面
形 式	屋外自立形
寸 法	参考図を参照し、詳細は承諾図による
盤内取付器具	
・配線用遮断器 (2P 32AF)	5 個
・漏電用遮断器 (2P 32AF)	2 個
・サーキットプロテクタ	5 個
・電磁接触器	1 式
・計器用変流器	2 式
・3 要素継電器	1 式
・補助継電器	1 式
・避雷器	1 式
・警報設定器	1 式
・アイソレータ	1 式
・地震計	1 式
・無停電電源装置 (UPS 1KVA)	1 台
盤面取付器具	
・名称銘板	1 式
・集合表示器	1 式
・操作切換器	4 個
・操作開閉器	2 個
・押釦開閉器	2 個
・その他必要なもの	1 式
(3) 配水池水位計	
投込式水位計検出器	2 台
表示部	2 台
ディストリビュータ	2 台
アレスタ	2 式
その他必要なもの	1 式
(4) 配水流量計	
電磁流量計 (検出器、変換器) $\phi$ 200	1 式
ディストリビュータ	1 台
アレスタ	1 台
その他必要なもの	1 式